

大分県事業承継資金特別融資要綱

平成30年4月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、事業承継を行う県内の中小企業者及び中小企業者の代表者個人並びに事業を営んでいない個人（以下「中小企業者等」という。）に対して、資金調達を円滑にすることにより、その経営の安定を図り、もって県内中小企業の振興と発展を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「法」という。）第2条第1項第1号、第2号、第5号に規定する別表1に掲げるものであって、特定事業を行うものをいう。
- (2) 認定中小企業者等 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成20年法律第33号。以下、「経営承継円滑化法」という。）第12条第1項の規定による認定を受けた中小企業者又は事業を営んでいない個人をいう。
- (3) 確認中小企業者 経営承継円滑化法施行規則（平成21年経済産業省令第22号）第16条第1項の規定による確認を受けた中小企業者をいう。
- (4) 事業引継ぎ支援センター 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第134条に規定する認定支援機関に設置された事業承継支援機関をいう。
- (5) 認定経営革新等支援機関 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第31条第2項に規定する認定を受けた者をいう。
- (6) M&A 株式の取得、事業譲渡、会社分割、合併等により会社や事業の経営権を移転させる事をいう。
- (7) 事業承継を行う者 5年以内に事業承継の予定がある者又は事業承継後5年以内の者をいう。
- (8) 経営者保証コーディネーター 中小企業信用保険法施行規則（昭和37年通商産業省令第14号）第20条第2項に規定する経済産業省の委託又はその委託を受けた者の再委託を受けて事業の承継に対する支援に係る事業を行う者（事業承継ネットワーク事務局等）が雇用する事業の承継に係る計画及び財務内容その他経営の状況の確認を行う者をいう。
- (9) EBITDA有利子負債倍率 $(借入金 + 社債 - 現預金) \div (営業利益 + 減価償却費)$ から算出された率をいう。

(県資金の預託)

第3条 知事は、その指定する金融機関（以下「指定金融機関」という。）にこの要綱に基づく融資（以下「融資」という。）を行わせるため、必要に応じ県の資金（以下「県資金」という。）を預託するものとする。

2 前項の規定による県資金の額、預託条件及び預託方法は、予算の範囲内において知事が別に定めるものとする。

(指定金融機関の協調融資)

第4条 指定金融機関は、前条の規定による県資金の預託を受けたときは、知事が別に定めるところにより融資枠を設定し、融資を行わなければならない。

(融資対象者)

第5条 一般融資の融資対象者は、次の第1号から第4号に掲げる要件のいずれにも該当し、かつ、第5号から第9号のいずれかに該当する中小企業者とする。

(1) 許可、認可等を必要とする業種にあつては、当該許可、認可等を受けていること、又は取得することが
確実であること。

(2) 保証付融資について、現に延滞又は求償権債務若しくは求償権保証債務がないこと。

(3) 手形又は小切手の第1回目の不渡りが発生し、または発生記録をした電子記録債権が支払不能となり6
箇月又は銀行取引停止処分後2箇年を経過していること。

(4) 投機的事業、金融業等、大分県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証対象外となる事業を
行っているものでないこと。

(5) 認定中小企業者等で、次のイ、ロ又はハのいずれかの要件に該当する者

イ 経営承継円滑化法第12条第1項第1号イの中小企業者（以下、「1号イ認定中小企業者」という。）
の場合には、県内において、法に基づく保険関係が成立する事業を行っていること。

ロ 経営承継円滑化法第12条第1項第2号イの中小企業者の場合には、事業を譲り渡す者（故人を含
む。以下同じ。）が、法に基づく保険関係が成立する事業を行っており、かつ、事業を譲り受ける者が
県内において事業を行うこと。

ハ 経営承継円滑化法第12条第1項第1号ロ及び第2号ロの中小企業者並びに第3号の事業を営んで
いない個人の場合には、事業を譲り渡す者（故人を含む。以下同じ。）が、法に基づく保険関係が成立
する事業を行っており、かつ、事業を譲り受ける者が県内において事業を行うこと。

(6) 認定中小企業者で、県内において、法に基づく保険関係が成立する事業を行っている者。

(7) 事業引継ぎ支援センター又は認定経営革新等支援機関の支援を受けて策定した事業承継計画に基づき
事業承継を行う者で、次のイ又はロのいずれかの要件に該当する者

イ 事業承継計画がM&Aを含まない内容の場合には、県内において、法に基づく保険関係が成立する事
業を行っていること。

ロ 事業承継計画がM&Aを含む内容の場合には、事業を譲り渡す者が、法に基づく保険関係が成立する
事業を行っており、かつ、事業を譲り受ける者が県内において事業を行うこと。

(8) M&Aにより事業承継を行う者。ただし、事業を譲り渡す者が、法に基づく保険関係が成立する事業を
行っており、かつ、事業を譲り受ける者が県内において事業を行う場合に限る。

(9) 中小企業再生支援協議会又は保証協会や金融機関等が承認した事業再生計画等に基づき事業を譲渡し
ようとする企業から県内の事業や雇用を引継ぐ者。ただし、事業を譲り渡す者が、法に基づく保険関係が
成立する事業を行っており、かつ、事業を譲り受ける者が県内において事業を行う場合に限る。

2 特定経営承継関連融資の融資対象者は、第1項第1号から第4号に掲げる要件のいずれにも該当する1
号イ認定中小企業者の代表者で、次の第1号から第6号のいずれかに該当する者とする。

(1) 1号イ認定中小企業者の代表者が、当該1号イ認定中小企業者以外の者が有する株式等を取得する必要
があること。

- (2) 1号イ認定中小企業者の代表者が、当該1号イ認定中小企業者以外の者が有する事業用資産等を取得する必要があること。
- (3) 1号イ認定中小企業者の代表者が、株式等若しくは事業用資産等に係る相続税又は贈与税を納付することが見込まれること。
- (4) 1号イ認定中小企業者の代表者が、当該1号イ認定中小企業者の株式等又は事業用資産等をもってする分割に代えて当該代表者が他の共同相続人に対して債務を負担する旨の遺産の分割をしたこと。
- (5) 1号イ認定中小企業者の代表者が有する当該1号イ認定中小企業者の株式等又は事業用資産等に対して遺留分の減殺を受けた場合における当該株式等又は当該事業用資産等の返済義務を逃れるための価格弁済をすること。
- (6) その他諸費用が生じたこと。

3 経営者保証解除特別融資（一般枠）の融資対象者は、第1項第1号から第4号に掲げる要件のいずれにも該当する中小企業者で、次の第1号又は第2号に該当し、かつ、第3号から第5号までに該当する者とする。（国の事業承継特別保証制度の対象）

ただし、当該融資を既に利用している中小企業者は、上記に該当することに加え、当該融資1回目の保証日（ただし貸付実行されたものに限る。）から3年以内に保証申込みを行うものに限る。

- (1) 保証協会の保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人
- (2) 令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していないもの
- (3) 次のイからニまでに定める全ての要件を満たすこと。なお、イからハまでについては、保証協会への申込日の直前の決算によるものとし、ニについては、保証協会への申込時に満たしていることを要するものとする
 - イ 資産超過であること
 - ロ EBITDA有利子負債倍率が10倍以内であること
 - ハ 法人・個人の分離がなされていること
 - ニ 返済緩和している借入金がないこと
- (4) 別表2の書面に掲げる確認項目の全てについて、経営者保証コーディネーターが満たすと判断していること
- (5) 申込金融機関は既に申込中小企業者と与信取引を有していること

4 経営者保証解除特別融資（特別枠）の融資対象者は、第1項第1号から第4号に掲げる要件のいずれにも該当する中小企業者で、次の各号に該当する者とする。（経営承継借換関連保証制度（令和2年9月18日中小企業庁制定）の対象）ただし、次の(1)～(2)イ及びロについて、経営承継円滑化法第12条第1項第1号ニの規定による経済産業大臣の認定を受けていること。

- (1) 中小企業者の代表者が当該中小企業者の金融機関からの借入による債務を保証していることにより、当該中小企業者の事業活動の継続に支障が生じていると認められること
- (2) 次のイからニまでに定める全ての要件を満たすこと。なお、イからハまでについては、保証協会への申

込日の直前の決算（認定取得後であっても、信用保証協会への申込日までに新しい決算が確定した場合は、当該決算においても要件充足が必要。）によるものとし、ニについては、保証協会への申込時に満たしていることを要するものとする

イ 資産超過であること

ロ EBITDA有利子負債倍率が10倍以内であること

ハ 法人・個人の分離がなされていること

ニ 返済緩和している借入金がないこと

(3) 上記(1)(2)の認定申請日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人

(4)別表2の書面に掲げる確認項目の全てについて、経営者保証コーディネーターが満たすと判断していること

(5)申込金融機関は既に申込中小企業者と与信取引を有していること

(融資の対象となる資金)

第6条 一般融資の対象となる資金は、前条第1項第1号から第9号に規定する者が行う事業承継又は経営の安定に必要な設備資金又は運転資金とする。ただし、前条第1項第5号ハに規定する認定中小企業者等については、他の中小企業者の経営の承継に不可欠な資産であって、以下に掲げるものを取得するために必要な資金に限る。

イ 他の中小企業者が有する事業用資産等

ロ 他の中小企業者（会社に限る。）の株式等

2 特定経営承継関連融資の対象となる資金は前条第2項に規定する者が行う事業承継に必要な次の各号に掲げる設備資金又は運転資金とする。

(1)前条第2項第1号の事由による場合は、当該1号イ認定中小企業者等以外の者が有する株式等を、当該1号イ認定中小企業者等の代表者（代表者であった者を含む。）の死亡又は退任に起因する経営の承継に伴い取得するための資金

(2)前条第2項第2号の事由による場合は、当該1号イ認定中小企業者等以外の者が有する事業用資産等を、当該1号イ認定中小企業者等の代表者（代表者であった者を含む。）の死亡又は退任に起因する経営の承継に伴い取得するための資金

(3)前条第2項第3号の事由による場合は、当該1号イ認定中小企業者等の代表者（代表者であった者を含む。）の死亡又は退任に起因して、当該経営権を承継した代表者が、相続若しくは遺贈又は贈与により取得した当該1号イ認定中小企業者等の株式若しくは事業用資産等に係る相続税又は贈与税を納付するための資金

(4)前条第2項第4号又は第5号の事由による場合は、当該1号イ認定中小企業者等の代表者（代表者であった者を含む。）の死亡に起因する経営の承継に伴い、次に掲げるいずれかを内容とする判決が確定し、裁判上若しくは裁判外の和解があり、又は家事事件手続法により審判が確定し、若しくは調停が成立したことにより経営を承継した代表者が負担した債務を支払うために必要な資金

イ 当該1号イ認定中小企業者等の株式等又は事業用資産等をもってする分割に代えて当該経営を承

継した代表者が他の共同相続人に対して債務を負担する旨の遺産の分割

ロ 当該経営を承継した代表者が有する当該1号イ認定中小企業者等の株式等又は事業用資産等に対して遺留分の減殺を受けた場合における当該株式等又は事業用資産等の返還義務を免れるための価格弁償

(5) 前各号に掲げるもののほか、当該1号イ認定中小企業者の事業活動の継続に特に必要な資金

3 経営者保証解除特別融資（一般枠）の対象となる資金は、事業資金であって、次の各号に掲げるものとする。

(1) 前条第3項第1号に該当する中小企業者にあつては、保証人（個人に限る。以下この項において同じ）を提供していない既往借入金の返済資金以外のもの

(2) 前条第3項第2号に該当する中小企業者にあつては、事業承継前における保証人を提供している既往借入金の返済資金

4 経営者保証解除特別融資（特別枠）の対象となる資金は、前条第4項の認定を受けた中小企業者の事業承継に必要な事業資金であつて、当該認定日から事業承継の日までにおける保証人を提供している既往借入金の返済資金

(融資条件等)

第7条 第4条の規定により指定金融機関が行う融資の融資条件等は、別表3に定めるとおりとし、当該融資については、保証協会の信用保証を付するものとする。

(融資の申込手続)

第8条 融資を受けようとする中小企業者等は、知事が別に定める要領により、融資の申込手続を行わなければならない。

(企業診断等の実施)

第9条 知事は、第4条の規定により指定金融機関が行う融資について必要があるときは、当該融資の申込みをした中小企業者等の経営内容、事業計画について、調査又は診断を行うことができる。

(保証及び融資の決定)

第10条 保証協会及び指定金融機関は、双方協議のうえ、それぞれ保証及び融資の決定を行うものとする。

(融資事務の処理)

第11条 保証協会及び指定金融機関は、知事が別に定める要領により、融資に関する事務を処理しなければならない。

(企業調査等の実施)

第12条 知事、保証協会及び指定金融機関は、融資の目的を達成するため、融資を受けた者から必要な報告を求め、又は事業の状況、関係書類、帳簿等を実地に調査することができる。

(旧債務の肩替り等の禁止)

第13条 指定金融機関は、融資を行うに当たり、当該融資対象者の保証付旧債務以外の旧債務の肩替り、預金等の要請を行ってはならない。ただし、経営者保証解除特別融資については、この限りでない。

(貸付金の一括返還)

第 14 条 指定金融機関は、融資をした後、当該融資を受けた者について次の事実があったときは、貸付金の全部又は一部について一括して返還させるものとする。

- (1) 虚為又は不正な手段により融資を受けたとき。
- (2) 資金の目的外使用があったとき。
- (3) 融資の日以降において事業を廃止したとき、又は、第 2 条に規定する中小企業者でなくなったとき。

(県資金の返還)

第 15 条 知事は、指定金融機関がこの要綱の規定に違反したときは、県資金を返還させることができる。

(雑 則)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、融資等に関し必要な事項は、知事が保証協会及び指定金融機関の意見を聴いて定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の規定及び大分県事業引継円滑化資金特別融資要綱（平成 24 年 4 月 1 日制定）により貸し付けられている資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の規定により貸し付けられている資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の規定により貸し付けられている資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 2 条関係)

	資本金又は出資の総額	従業員数
卸 売 業	1 億円以下	100人以下
小 売 業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用 タイヤ及びチューブ製造業並びに工業 用ベルト製造業を除く）	3 億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3 億円以下	300人以下
旅 館 業	5 千万円以下	200人以下
医業を主たる事業とする法人	—	300人以下
製造業、その他 （上記に掲げる業種を除く）	3 億円以下	300人以下

別表 2 (第 5 条関係)

確認書類	確認項目
事業承継計画書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業承継に取り組む中小企業・小規模事業者であること
決算書 (直近 3 期分)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 税務署に申告した財務情報と同一の情報が金融機関に適切に開示されていること ・ 経営者が法人の事業活動に必要な本社・工場・営業者等の資産を所有していないこと ・ 法人から経営者等への資金流用（貸付金、未収入金、仮払金等）がないこと ・ 法人と経営者の間の資金のやりとりが社会通念上適切な範囲を超えていないこと ・ 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と説明できること
試算表 (決算後 3 か月以内の 場合は不要)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融機関からの求めに応じて財務情報を適時適切に提供できる体制が整っており、継続的に提供する意思があること
資金繰り表	<ul style="list-style-type: none"> ・ 試算表と合わせて資金繰り表を提出し、金融機関に財務情報を提供する体制が整っていること ・ 当面の資金繰りに資金不足が生じていないこと

別表3（第7条関係）

融資種類	資金使途	融 資 限度額	融資期間	融資利率	保証料率	返済方法	担 保 等
一般融資 特定経営承 継関連融資	設備資金	2 億 8,000 万円	15 年以内	融資期間が 7 年以内の 融資 年 1.6%	保証協会が 中小企業者 ごとに定め る保証料率 とする。 ただし、年 0.4%を上限 とする。	1 年以内の 据置期間後 原則として 毎月均等返 済	保証人について は、原則として法 人代表者を除いて は徴求しないこと とする。 担保については、 必要に応じて徴求 する。
	運転資金		10 年以内				
経営者保証 解除特別融 資（一般枠）	返済資金 設備資金 運転資金		10 年以内	年 1.8%			
経営者保証 解除特別融 資（特別枠）	返済資金	2 億 8,000 万円 (別枠)	10 年以内	15 年以内の 融資 年 2.2%	保証協会が 中小企業者 ごとに定め る保証料率 とする。 ただし、年 0.3%を上限 とする。		

（注）令和5年3月31日までは、既に貸し付けられている資金について、要綱上の融資期間を延長することができる。ただし、3年を上限とする。